

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	全項目の該当箇所	地方税	地方税等(森林環境税を含む)	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	全項目の該当箇所	特別区民税・都民税	特別区民税・都民税等(森林環境税を含む)	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容※	◆ 特別区民税・都民税賦課関連業務 地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに、特別区民税・都民税を計算し賦課する。 (1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。 (2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。 (3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会・確認する。 (4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により賦課情報を作成する。 (5) 税額の通知 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。	◆ 特別区民税・都民税等賦課関連業務 (1) 賦課資料の入手 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他自治体から賦課資料を取得する。 (2) 賦課関連情報の照会 賦課に必要な生活保護等の情報を庁内連携により照会する。 (3) 住民登録外者の調査 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより照会する。 (4) 賦課情報の作成 上記(1)～(3)により課税台帳ファイルを作成する。 (5) 税額の通知 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	◆ 特別区民税・都民税収納関連業務 (1) 収納情報の管理に関する業務 ○ 賦課情報の入手 特別区民税・都民税の賦課情報を税務システム(課税)の課税台帳ファイルから入手する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関などから入手し、税務システム(収納)に登録する。区窓口等での収納情報は、パンチ事業者提供、データ化し、税務システム(収納)に登録する。 (2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をパンチ事業者提供し、データ化する。データ化したファイルを税務システム(収納)に登録する。 (3) 督促に関する業務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促状印刷データとして出力、封入封かん委託事業者提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。 (4) 口座振替に関する業務 住民からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。 口座情報は、税務システム(収納)に登録する。	◆ 特別区民税・都民税等収納関連業務 (1) 収納情報の管理に関する業務 特別区民税・都民税等の賦課情報を税務システム(課税)の課税台帳ファイルから取得する。 住民等が納付した収納情報を指定金融機関等から入手し、税務システム(収納)に登録する。 (2) 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書を税務システム(収納)に登録し、住民等へ還付を行う。 (3) 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、住民等に督促状を送付する。 (4) 口座振替に関する業務 住民等からの口座振替の申請に基づき、金融機関に対し手続きを行う。 口座情報は、税務システム(収納)に登録する。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 地方税法に基づき、軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 ○ 登録、名義変更 ・中野ナンバーの場合 住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。 ・練馬ナンバーの場合 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力する。 ○ 廃車 ・中野ナンバーの場合 住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し、廃車申告受付書を交付する。 ・練馬ナンバーの場合 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)、又は転出車両情報リストの提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力する。	◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。 軽自動車税減免申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免可否決定通知書を送付する。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○ナンバープレート付替 ・中野ナンバー→中野ナンバー 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。 ・中野ナンバー→他自治体ナンバー 他自治体で手続き後、中野区に送付された課税物件異動通知書により、廃車の入力をする。なお、他自治体に転出後、ナンバー変更がない対象者には、ナンバープレート付替え動契のお知らせを発送し、手続きを促す。 ・他自治体ナンバー→中野ナンバー 住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システム(軽自動車税)に入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。他自治体には課税物件異動通知を送付する。 ○ 軽自動車税の賦課決定 上記手続きにより把握した4月1日現在の所有者に賦課決定する。 ○ 納税義務者への通知 賦課決定した税額データを封入封かん委託事業者へ提供し、納税通知書作成・印字・封入封かんをする。納品後、納税義務者に送付する。返戻された納税通知書は住所を調査し、再度納税通知書を送付する。 ○ 減免、免除 軽自動車税減免(課税免除)申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免(課税免除)可否決定通知書を送付する。※カッコ内は免除の場合	同上	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(2)軽自動車税収納事務 軽自動車税の収納情報を管理する。 ○ 収納情報の入手 指定金融機関などから、住民等が納付した情報を入手する。 納入済通知書をOCR機器(会計室)により、データ化を行う。(少量の場合手入力) データ化したファイルを税務システム(軽自動車税)に登録する。(少量の場合手入力) ○ 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、出力された過誤納票に基づき、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書に基づき、税務システム(軽自動車税)に登録する。 ○ 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促状データとして出力、封入封かん委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後、住民等に督促状を送付する。	(2) 軽自動車税収納事務 軽自動車税の収納情報を管理する。 ○ 収納情報の入手 住民等が納付した収納情報を指定金融機関など等から入手し、税務システム(軽自動車税)に登録する。 ○ 過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を作成し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書を税務システム(軽自動車税)に登録し、住民等へ還付を行う。 ○ 督促に関する業務 納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を委託事業者に提供、督促状の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に督促状を送付する。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	◆ 特別区民税・都民税及び軽自動車税の滞納整理に関する業務 地方税法、国税徴収法に基づき、特別区民税・都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。各情報については、滞納整理支援システムに登録し、管理する。 ○ 賦課・収納情報等の入手 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・収納情報及び住所等情報を税務システム、宛名システムから入手する。 ○ 催告書の送付 滞納者の未納税額等の情報を催告書印刷データとして出力、封入封かん委託事業者に提供、催告書の印刷及び封入封かんを行い、滞納者に催告書を送付する。 ○ 納税交渉 滞納者との納税交渉により、分割納付、徴収猶予を行う。 ○ 各種調査 地方税法、国税徴収法に基づき、納付の無い滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。	◆ 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納整理に関する業務 特別区民税・都民税等及び軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 各情報については、滞納整理支援システムに登録し、管理する。 (1) 賦課・収納情報等の取得 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の賦課・収納情報及び住所等情報を税務システム、宛名システムから取得する。 (2) 催告書の送付 滞納者の未納税額等の情報を委託事業者に提供、催告書の印刷及び封入封かんを行い、滞納者に催告書を送付する。 (3) 納税交渉 滞納者との納税交渉により、必要に応じて分割納付、徴収猶予を行う。 (4) 各種調査 納付の無い滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○ 滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。 ・ 差押、参加差押、交付要求 地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押、参加差押、交付要求を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・ 換価、配当、充当 地方税法、国税徴収法に基づき、納付意志がない場合、換価、配当、充当を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ○ 執行停止 各種調査の結果、滞納者の所在不明及び滞納処分することができる財産がないことが判明した場合、滞納処分をすることで滞納者の生活が窮迫するおそれがある場合、地方税法に基づき、執行停止処理を行う。 ○ 不納欠損 時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、地方税法に基づき、不納欠損処理を行う。 ※事務の内容の詳細は、別添1のとおり。	(5) 滞納処分 各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。 ・ 差押、参加差押、交付要求 財産がある場合、差押、参加差押、交付要求を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・ 換価、配当、充当 納付意志がない場合、換価、配当、充当を行う。 処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 (6) 執行停止 各種調査の結果、滞納者の所在不明及び滞納処分することができる財産がないことが判明した場合、滞納処分をすることで滞納者の生活が窮迫するおそれがある場合、執行停止処理を行う。 (7) 不納欠損 時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、地方税法等に基づき、不納欠損処理を行う。 ※事務の内容の詳細は、別添1のとおり。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。	給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。 また、納税義務者から地方税ポータルセンタを通じて住民税、軽自動車税の電子納税を受け付ける。	事後	記載内容の整理であり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	◆送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	◆送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号カード交付申請書)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	◆特別区民税・都民税に係る収納管理、督促状・納付書の発行、還付・充当 [] 庁内連携システム	◆特別区民税・都民税等に係る収納管理、督促状・納付書・納税証明書の発行、還付・充当 [○] 庁内連携システム	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	軽自動車OSS(ワンストップサービス)・軽JNKS 軽自動車OSS(ワンストップサービス)は検査申請・税申告等の手続きをインターネット上で一括して行う。軽JNKSは軽自動車検査協会がオンライン上で納付状況を確認する。 [○]その他(地方税ポータルセンタ)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月22日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※法令上の根拠	◆番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ◆番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	◆番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	◆番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税が含まれる項(27の項)	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠】 第1欄が「市町村長」に係る項のうち、第2欄が「地方税法」を含む以下の項 第48項	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	◆番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項であって、主務省令で定める情報に「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」が含まれる条項 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4条) 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税が含まれる項であって、主務省令で定める事務に、「道府県民税(都民税)」または「市町村民税(特別区民税)」並びに「軽自動車税」にかかる事務が含まれる条項 (第20条)	同上	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	◆特別区民税・都民税の賦課に必要な情報は、地方税法第45条の2、第317条の2等、番号法別表第二の27項に基づき入手していることが、本人に明示されている。	◆特別区民税・都民税等の賦課に必要な情報は、地方税法第45条の2、第317条の2、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき入手していることが、本人に明示されている。	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	◆ヒューマンリソシア株式会社	◆富士ソフトサービスビューロ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	◆番号法第19条第10号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	◆番号法第19条第11号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	◆番号法第19条第10号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	◆番号法第19条第11号、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	◆番号法第19条第9号	◆番号法第19条第10号	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	《中野区における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)を行っているサーバ室内に設置した税務システム(課税)サーバ内に保管する。 ◆サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	◆地方税法第17条の5の規定により、7年間保管している。	◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	《中野区における措置》 ◆データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	◆特別区民税・都民税の収納に必要な情報は、番号法別表第二の27項に基づき入手していることが、本人に明示されている。	◆特別区民税・都民税等の収納に必要な情報は、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき入手していることが、本人に明示されている。	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	◆入退室管理(静脈認証)を行っているサーバ室内に設置した税務システム(収納)サーバ内に保管する。 ◆サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	◆地方税法第17条の5の規定により、7年間保管している。	◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	◆データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽白) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	◆軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることが、本人に明示されている。 ◆調査回答に係る各種情報については、地方税法20条の11の条文に基づき、収集していることが、本人に明示されている。	◆軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項等に基づき、収集していることが、本人に明示されている。 ◆調査回答に係る各種情報については、地方税法20条の11の条文に基づき、収集していることが、本人に明示されている。	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	◆入退室管理(静脈認証)を行っているサーバ室内に設置した税務システム(軽自動車税)サーバ内に保管する。 ◆サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ◆特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	◆地方税法第17条の5の規定により、7年間保管している。	◆地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで情報を保有する必要があるため。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	◆データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトウェア等を用いて完全に消去する。紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆特定個人情報の消去は中野区からの操作によって実施される。中野区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ◆クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ◆既存システムについては、中野区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更ではなく、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年1月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無 ※ ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	[再委託しない] — —	[再委託する] ◆契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。 法制度改正等に伴うシステムの改修作業の一部	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	◆宛名システムは入退室管理をしているサーバ室内(情報システム分野所管)に設置され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	◆操作ログ解析ツールにより、職員ごとの検索内容(検索日、被検索者等)を所属長等が確認できる仕組みとなっている。	削除	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	◆執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日・祭日は、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。	事後	庁舎移転による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はシンクライアントを利用しており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	事後	機器更改による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらな(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	◆「サーバ室等への入室権限」及び「住民基本台帳ファイルを扱うシステムへのアクセス制限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	◆「住民基本台帳ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の税務システム(課税)サーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ◆事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ◆中野区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)兼ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ◆中野区が委託したASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ◆ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区やASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	◆サーバ室内の税務システム(課税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	◆ガバメントクラウド上の税務システム(課税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(課税) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	住基システムのデータに基づいて作成される宛名システムにおいて、以下の消去手順を定めている。 ◆宛名システムを使用するすべての業務システムで参照不要となった宛名情報を、宛名システムから物理的に抹消する。 ◆上記の処理を年1回実施し、実施後は不要となった宛名情報が抹消されていることを確認する。	《当区における措置》 ◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 ◆紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、その内容を記録する。 《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	◆宛名システムは入退室管理をしているサーバ室内(情報システム分野所管)に設置され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	◆操作ログ解析ツールにより、職員ごとの検索内容(検索日、被検索者等)を所属長等が確認できる仕組みとなっている。	削除	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	◆執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日は、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。	事後	庁舎移転による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はシンクライアントを利用しており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	事後	機器更改による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	◆個人情報を扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	◆個人情報を扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	事前	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[O] 接続しない(入手)	□ 接続しない(入手)	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、番号法で認められた情報連携以外の照会ができないように、システムが拒否する仕組みとなっている。 ◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆上記のとおり住民情報連携基盤システムにおいてログを取得し適宜確認しており、また、操作者、操作内容が把握可能である旨、関係者に指導している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆入手の安全性を確保するために、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆入手の安全性を確保するために、情報入手は送受信するデータについて暗号化した上で行う仕組みとなっている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク リスクに対する措置の内容	—	◆正確な情報を入手するために、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者の特定個人情報のみを入手する仕組みとなっている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力され、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	—	◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆情報提供ネットワークで特定個人情報を送信する場合、情報の暗号化を行うとともに、照会者の中間サーバーでのみ複号できる仕組みとなっている。 ◆住民情報連携基盤システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスができない仕組みとなっている。 ◆中間サーバーでは情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除する仕組みとなっている。 ◆中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が不適切な方法での情報提供を行えないように、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行っている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力され、紛失するリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	◆不正な名寄せが行われないように、特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる符号(情報提供用個人識別符号)を情報連携においてのみ利用することがシステム上担保されている。 ◆外部から不正に特定個人情報にアクセスされないように、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。また、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化するために、特定個人情報の管理は地方公共団体のみが行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の税務システム(収納)サーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ◆事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ◆中野区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)兼ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ◆中野区が委託したASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ◆ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区やASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	◆サーバ室内の税務システム(収納)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	◆ガバメントクラウド上の税務システム(収納)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	住基システムのデータに基づいて作成される宛名システムにおいて、以下の消去手順を定めている。 ◆宛名システムを使用するすべての業務システムで参照不要となった宛名情報を、宛名システムから物理的に抹消する。 ◆上記の処理を年1回実施し、実施後は不要となった宛名情報が抹消されていることを確認する。	《当区における措置》 ◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 ◆紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、その内容を記録する。 《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	◆宛名システムは入退室管理をしているサーバ室内(情報システム分野所管)に設置され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	◆操作ログ解析ツールにより、職員ごとの検索内容(検索日、被検索者等)を所属長等が確認できる仕組みとなっている。	削除	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	◆執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日は、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。	事後	庁舎移転による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はシンククライアントを利用しており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	事後	機器更改による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(入手)	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、番号法で認められた情報連携以外の照会ができないように、システムが拒否する仕組みとなっている。 ◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆上記のとおり住民情報連携基盤システムにおいてログを取得し適宜確認しており、また、操作者、操作内容が把握可能である旨、関係者に指導している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆入手の安全性を確保するために、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆入手の安全性を確保するために、情報入手は送受信するデータについて暗号化した上で行う仕組みとなっている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入り不正であるリスク リスクに対する措置の内容	—	◆正確な情報を入手するために、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者の特定個人情報のみを入手する仕組みとなっている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正なものであるリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	—	◆不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制するために、住民情報連携基盤システムへのログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録している。 ◆情報提供ネットワークで特定個人情報を送信する場合、情報の暗号化を行うとともに、照会者の中間サーバーでのみ複号できる仕組みとなっている。 ◆住民情報連携基盤システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスができない仕組みとなっている。 ◆中間サーバーでは情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動で削除する仕組みとなっている。 ◆中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ◆中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が不適切な方法での情報提供を行えないように、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行っている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	◆不正な名寄せが行われないように、特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる符号(情報提供用個人識別符号)を情報連携においてのみ利用することがシステム上担保されている。 ◆外部から不正に特定個人情報にアクセスされないように、中間サーバーと住民情報連携基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。また、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっている。 ◆中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化するために、特定個人情報の管理は地方公共団体のみが行う。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の税務システム(収納)サーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ◆事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	《中野区における措置》 ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ◆中野区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)兼ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ◆クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ◆中野区が委託したASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ◆ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区やASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ◆中野区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	◆サーバ室内の税務システム(軽自動車税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	◆ガバメントクラウド上の税務システム(軽自動車税)サーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(軽自) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	住基システムのデータに基づいて作成される宛名システムにおいて、以下の消去手順を定めている。 ◆宛名システムを使用するすべての業務システムで参照不要となった宛名情報を、宛名システムから物理的に抹消する。 ◆上記の処理を年1回実施し、実施後は不要となった宛名情報が抹消されていることを確認する。	《当区における措置》 ◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 ◆紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、その内容を記録する。 《ガバメントクラウドにおける措置》 ◆データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	◆宛名システムは入退室管理をしているサーバ室内(情報システム分野所管)に設置され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	◆宛名システムはガバメントクラウド上に保管され外部接続できない仕組みがとられており、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	◆執務室内に監視カメラを設置し、所属長が所管の映像の確認を行っている。	◆執務室の扉は施錠されており、カードキーがなければ入室できない。 休日、事前の届出がなければカードキーがあっても入室できない。 ◆執務室の扉に至るまでの廊下等には監視カメラが設置されている。	事後	庁舎移転による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	◆システム操作を行う端末はシンクライアントを利用しており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	◆システム操作を行う端末はスクリーンショットの取得やローカルフォルダへのデータ保存をシステム上操作できなくしており、業務用端末から行うことができる処理は特定個人情報の照会・更新であり、特定個人情報ファイルそのものを複製することはできない。	事後	機器更改による運用変更であり重要な変更にあたらない。(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	◆個人情報扱う業務を委託するときは、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	◆個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約仕様に含むことで、特定個人情報の保護についても万全を期している。	事前	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	[十分に行っている]	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)(滞納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	—	◆許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅳ その他のリスク対策 ※ 1. 監査 ②監査 具体的な内容	—	◆ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達している。ISMAPに基づき、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅳ その他のリスク対策 ※ 3. その他のリスク対策	—	◆ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する中野区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上で業務アプリケーションの運用に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者との契約に基づき対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、中野区に業務アプリケーションサービスを提供するASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。 具体的な取り扱いについて疑義が生じる場合は、中野区と国及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月22日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	東京都中野区中野四丁目8番1号	東京都中野区中野四丁目11番19号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月22日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	東京都中野区中野四丁目8番1号	東京都中野区中野四丁目11番19号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	個人住民税申告ポータル ◆個人住民税について、オンラインで申告ができる機能 [○]その他(マイナポータル申請管理)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	マイナポータル申請管理 ◆住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ◆地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	◆株式会社 ヒューマントラスト	◆株式会社 ベルシステム24	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]移転を行っている(43件)	[○]移転を行っている(44件)	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 (別紙2)庁内連携による移転先一覧(番号法第9条第2項関係 独自利用事務)	—	移転先 地域包括ケア推進課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ②移転先における用途 おむつの支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	法令改正によるその他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	◆株式会社 ヒューマントラスト	◆株式会社 ベルシステム24	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容※	◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者に提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。	◆ 軽自動車税賦課、収納関連業務 (1) 軽自動車税賦課 軽自動車等の4月1日現在の所有者に対し、車種等により賦課決定する。 賦課決定した税額データを委託事業者に提供、納税通知書の印刷及び封入封かんを行い、納品後住民等に納税通知書を送付する。 通知IFSを通じて電子通知希望申請が行われた場合は、電子納税通知書等を交付する。	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 ②システムの機能	①審査システム(eLTAX) ②給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。 また、納税義務者から地方税ポータルセンタを通じて住民税、軽自動車税の電子納税を受け付ける。	①審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX) ②給与支払報告者から給与支払報告書等及び年金支払報告者から公的年金等支払報告書等のデータを、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて受信・受付する。また、給与所得者及び年金所得者の特別徴収税額決定通知データ等を、審査システムを通じて特別徴収義務者に送信(送付)する。 また、照会・回答データ及び回送資料データの送受信を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称 ②システムの機能	①国税連携システム(eLTAX) ②国税庁にe-Taxで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて受信するシステム ◆確定申告書データ(e-Tax・KSKデータ)のダウンロード ◆地方公共団体間におけるデータの回送、住民登録外課税通知の送信 ◆確定申告書イメージデータ(KSKイメージデータ)のダウンロード ◆確定申告データの検索・印刷・XMLファイルのCSV変換 ◆扶養否認事項の国税庁への送信	国税連携システム(eLTAX) ②国税庁にe-Taxで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて受信するシステム ◆確定申告書データ(e-Tax・KSKデータ)のダウンロード ◆地方公共団体間におけるデータの回送、住民登録外課税通知の送信 ◆確定申告書イメージデータ(KSKイメージデータ)のダウンロード ◆確定申告データの検索・印刷・XMLファイルのCSV変換 ◆扶養否認事項の国税庁への送信 ◆書面、光ディスクで提出された給与支払報告書データの送信 ◆照会・回答用データの送受信	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16 ①システムの名称 ②システムの機能	—	①共通納税IFS ②◆特別区民税・都民税等に係る電子納税を受け付ける機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム17 ①システムの名称 ②システムの機能	—	①通知IFS ②◆電子通知希望申請情報の取得及び電子納税通知書等の登録を行う機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 ②法令上の根拠	【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠】 第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	法令改正によるものであり、重要な変更にあたらない (リスク変動なし)
	別添1 事務の内容 特別区民税・都民税等の賦課事務	⑬ 他市区町村からの所得等照会に対して回答する。	⑬ 国税局、他市区町村等との電子照会、回答事務を国税連携システム及び地方税外部連携システムを使用して行う。	事前	重要な変更
	別添1 事務の内容 軽自動車税の賦課・収納事務	—	(23) 国税局等との電子照会、回答事務を国税連携システムを使用して行う。 (24) 通知IFSを通じて電子通知希望申請が行われた場合は、電子納税通知書等を交付する。	事前	重要な変更
	別添1 事務の内容 特別区民税・都民税等及び軽自動車税の滞納整理事務	—	⑭ 国税局等との電子照会、回答事務を国税連携システムを使用して行う。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (住基ネットシステム、LGWAN)	[○]その他 (住基ネットシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	データ別置保管	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	◆富士ソフトサービスビューロ株式会社	◆ヒューマンリソシア株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(課税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	国税庁長官 ②提供先における用途 ◆扶養控除否認事項を税務署にて把握する。 ③提供する情報 ◆扶養控除関係情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ◆扶養控除否認対象者 ⑥提供方法 [○]その他 (国税連携システム(eLTAX))	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長 ②提供先における用途 ◆国税又は地方税に関する事務 ③提供する情報 ◆地方税関係情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の課税対象者及びその被扶養者 ⑥提供方法 [○]その他 (国税連携システム(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	データ別置保管	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX)	[○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	データ別置保管	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽白) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 行っていない	[○] 提供を行っている(1件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽白) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	—	国税庁長官 ①◆番号法第19条第10号 ②国税に関する事務 ③◆地方税関係情報 ④1万人未満 ⑤軽自動車税の課税対象者 ⑥ [○]その他 (国税連携システム(eLTAX)) ⑦◆事案発生の都度(随時)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (住基ネットシステム)	[○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム及び地方税外部連携システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 行っていない	[○] 提供を行っている(1件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	—	国税庁長官 ①◆番号法第19条第10号 ②国税に関する事務 ③◆地方税関係情報 ④1万人未満 ⑤個人住民税及び軽自動車税の課税対象者 ⑥ [○]その他 (国税連携システム(eLTAX)) ⑦◆事案発生の都度(随時)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)	4つの特定個人情報ファイルごとに作成	共通する記載項目が増加したため1つに統合 異なる部分については個別に明示	事後	記載方法の整理
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	◆他自治体等への照会に係る事務では、照会文書はすべて上司の決裁後、公印審査を経て、区長名で発行しており、それ以外での照会を禁じている。	◆他自治体等への照会に係る事務では、照会文書(データ)はすべて上司の決裁後発行しており、それ以外での照会を禁じている。	事前	照会・回答事務の電子化対応のため記載を変更 (リスクの変動はないが事前に提出)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が必要でない情報との紐づけが行われるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆他自治体等から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・基本4情報に基づき、宛名システムで本人確認を行う。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆他自治体等から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・基本4情報に基づき、滞納整理支援システムで本人確認を行う。	◆他自治体等から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・基本4情報に基づき、宛名システム(滞納整理情報ファイル)においては、滞納整理支援システムで本人確認を行う。	事後	シート統合による記載変更 (リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆番号利用業務以外の業務においては、操作権限により個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号照会用ボタンを物理的に表示しない)	◆滞納整理支援システムでは、番号利用業務以外の業務においては、操作権限により個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号照会用ボタンを物理的に表示しない)	事後	シート統合による記載変更 (リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆ユーザごとのアクセス権限の登録及び変更は、情報システム担当課の管理担当者が行っており、その他の者は、アクセス権限の登録及び変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ◆人事異動等により権限が変更または不要となった場合は、情報システム担当課の管理担当者が不要となったユーザIDや権限を変更または削除する。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆ユーザごとのアクセス権限の登録及び変更は、課内に置く特定のシステム担当者が行っており、その他の者は、アクセス権限の登録及び変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ◆人事異動等により権限が変更または不要となった場合は、課内に置く特定のシステム担当者が不要となったパスワードや権限を変更または削除する。	◆ユーザごとのアクセス権限の登録及び変更は、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が行っており、その他の者は、アクセス権限の登録及び変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ◆人事異動等により権限が変更または不要となった場合は、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が不要となったユーザIDや権限を変更または削除する。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆ユーザID及びアクセス権限については、情報システム担当課の管理担当者が管理を行っており、職員の異動及び業務の担当内容の変更等について、定期的に確認し、不要となったユーザIDや権限を変更または削除している。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆ユーザID及びアクセス権限については、課内に置く特定のシステム担当者が管理を行っており、職員の異動及び業務の担当内容の変更等について、定期的に確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	◆ユーザID及びアクセス権限については、情報システム担当課(滞納整理支援システムにおいては課内)の管理担当者が管理を行っており、職員の異動及び業務の担当内容の変更等について、定期的に確認し、不要となったユーザIDや権限を変更または削除している。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆記録したログは、システム上5年間保管しており、課内に置く特定のシステム担当者が解析・追跡できる仕組みとなっている。 ◆個人情報を画面表示または個人情報が表記された照会帳票の印刷及びプレビューした場合には、別途記録を取っている。	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆記録したログは、システム上5年間保管しており、課内に置く特定のシステム担当者が解析・追跡できる仕組みとなっている。 ◆個人情報を画面表示または個人情報が表記された照会帳票の印刷及びプレビューした場合には、別途記録を取っている。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆記録したログは、システム上3年間保管しており、システム全体の運用管理を担うシステム管理者が解析・追跡できる仕組みとなっている。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆記録したログは、システム上5年間保管しており、課内に置く特定のシステム担当者が解析・追跡できる仕組みとなっている。	◆記録したログは、システム上3年間(滞納整理支援システムにおいては5年間)保管しており、システム全体の運用管理を担うシステム管理者が解析・追跡できる仕組みとなっている。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	◆審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、各システムにおいてログが取得されている。	◆審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、各システムにおいてログが取得されている。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	◆審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、複数職員による確認を行うこととしている。	◆審査システム及び地方税外部連携システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)での情報提供においては、複数職員による確認を行うこととしている。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆入退室管理(静脈認証)されているサーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理されている。 ◆監視カメラを設置し24時間監視体制をとっている。	事後	シート統合により見出しを追加(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆インターネットとの通信回線の分離 ◆コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新	事後	シート統合により見出しを追加(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆サーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆サーバ室内の滞納整理支援システムサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法で、安全管理措置を実施している。	事後	シート統合により見出しを追加(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	(滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆住民登録外者や区外居住者については、住民等への催告、調査結果等により修正する必要が判明した場合には速やかに宛名システムを修正し、最新の情報が滞納整理支援システムに連携されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	《滞納整理支援システム(ガバメントクラウドへのデータ移行前)における措置》 ◆住民登録外者や区外居住者については、住民等への催告、調査結果等により修正する必要が判明した場合には速やかに宛名システムを修正し、最新の情報が滞納整理支援システムに連携されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	事後	シート統合により見出しを追加(リスク変動なし)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	(滞納整理情報ファイル以外に関する記載) ◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 (滞納整理情報ファイルに関する記載) ◆まず、滞納整理支援システムにおいて、既存の宛名情報全件を削除する。 その後、宛名システムの最新宛名情報を取り込むことにより、差分(古い宛名情報)が存在しなくなる。 ◆上記の処理を年1回実施し、最新の宛名情報のみとなったことを確認する。	◆データベースに記録されたデータは、システム機能にて物理削除する。 なお、滞納整理支援システムにおいては、既存の宛名情報全件を削除した後、宛名システムの最新宛名情報を取り込むことにより、差分(古い宛名情報)が存在しなくなる。この処理を年1回実施し、最新の宛名情報のみとなったことを確認する。	事後	シート統合による記載変更(リスク変動なし)